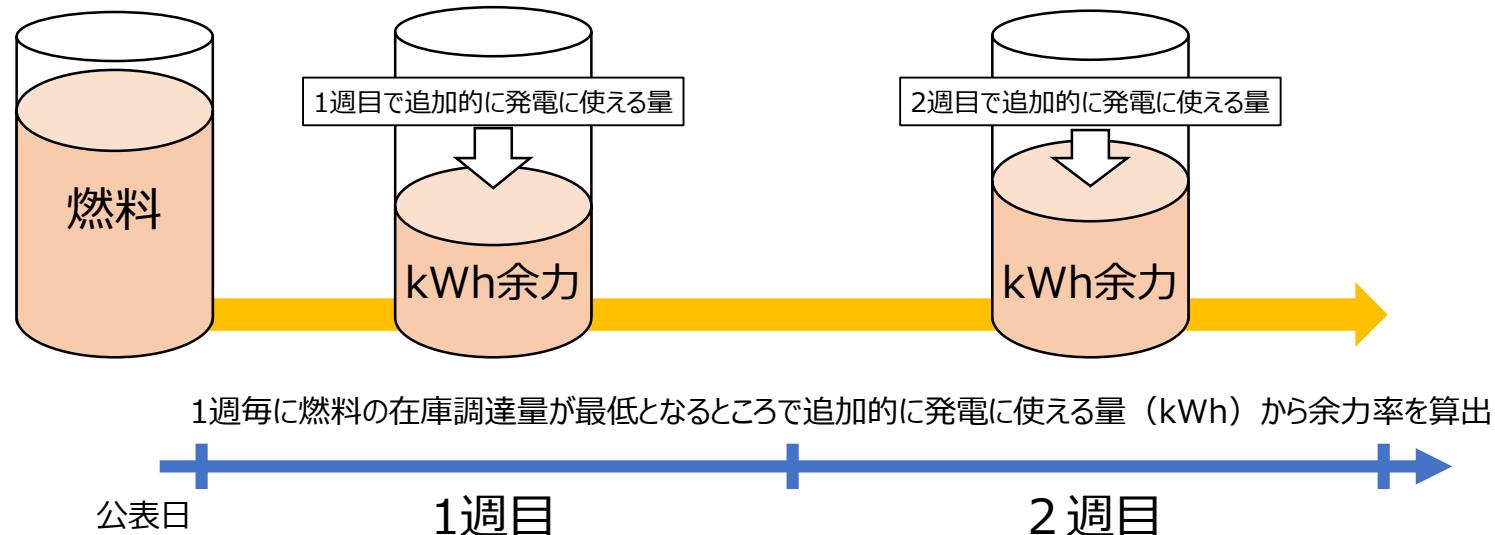


kWh余力率管理の結果（2024年1月5日時点）

kWh余力率管理とは

- kWh余力率管理は、2020年度の需給ひつ迫を踏まえた対策の一つである。指標に基づき事前に国、広域機関、一般送配電事業者等ができるる需給対策を講じることで供給支障を防ぐ取組み。
- 2週間先までの気温や天候から需要や再エネ出力の変動の見込みから燃料の消費量を想定し、燃料調達量と合わせて燃料の在庫量を算出。これを前後半1週間ずつの2週に分け、想定から変動した場合に追加的に発電で利用できる余力を算出し、発電電力量（kWh余力）に換算する。
- 1週間毎の電力需要（kWh）に対するkWh余力の比率をkWh余力率として算出する。
- **kWh余力率3%程度となる緊急事態には直ちに広域的な需給対策を講じる。**

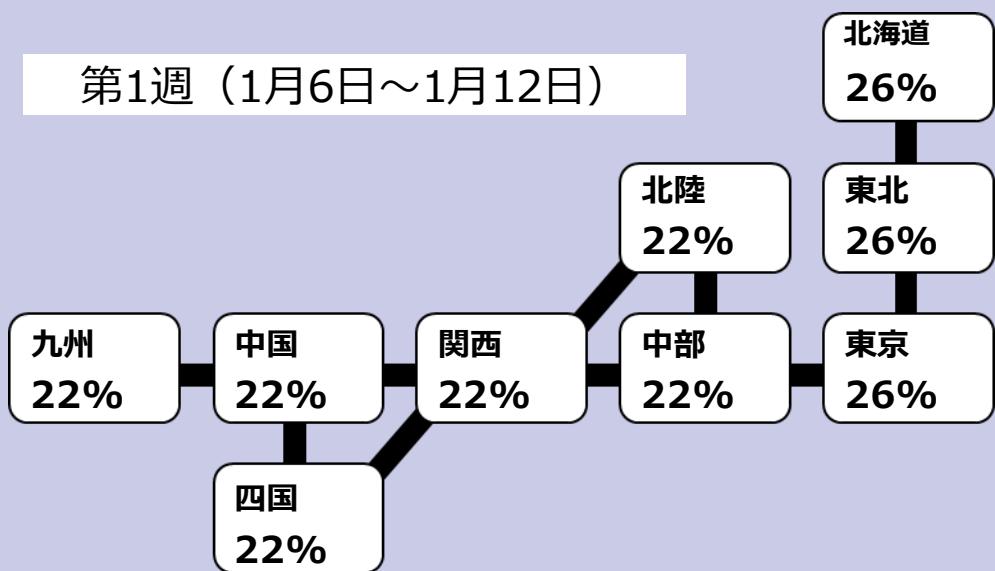


kWh余力率の結果について

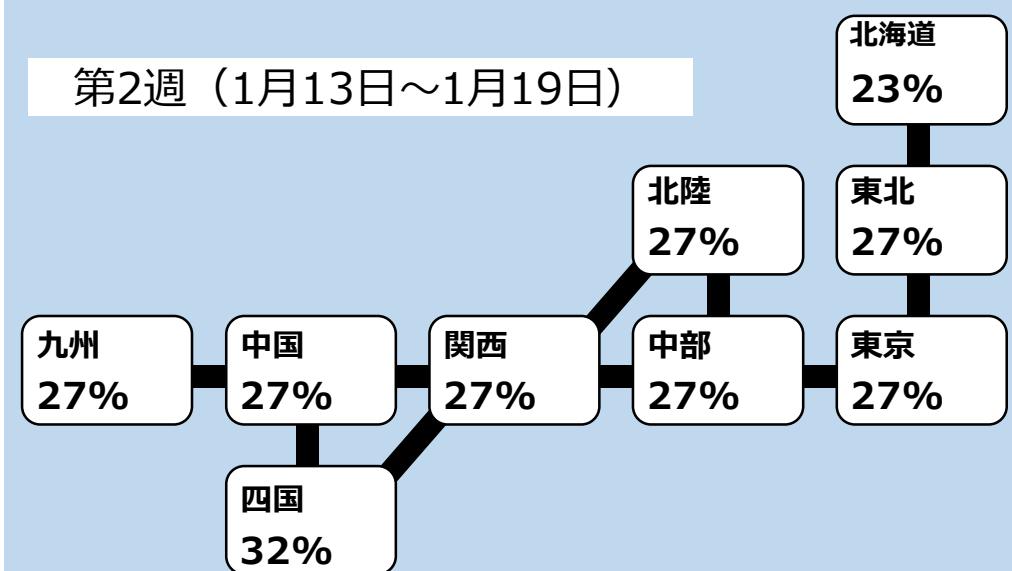
第1週（1月6日～1月12日）・ 第2週（1月13日～1月19日）

- kWh余力率は、各ブロックとも**第1週は22%以上、第2週は23%以上**を確保できる見通しであり、直ちに需給対策を実施する状況にはない。
※余力率が10%以上の時は小数点以下を切り捨てて表記しており、同一余力率でもブロック分けが異なる場合がある。
- 北陸エリアは、1/1の能登半島地震により現時点で復旧未定の七尾大田火力等の停止を織り込んでいるが、連系線による電力融通を考慮した場合、各週とも余力率は20%以上確保できる見通し。
- なお、需要の増加や燃料調達の遅延等によりkWh余力が減少する可能性があるため、今後もモニタリングを継続する。

第1週（1月6日～1月12日）



第2週（1月13日～1月19日）



・kWh余力率は連系線の空容量の範囲で、極力同一の余力率となる電力融通の実施を想定したものであり、空容量が十分にあれば、同一のkWh余力率となる。

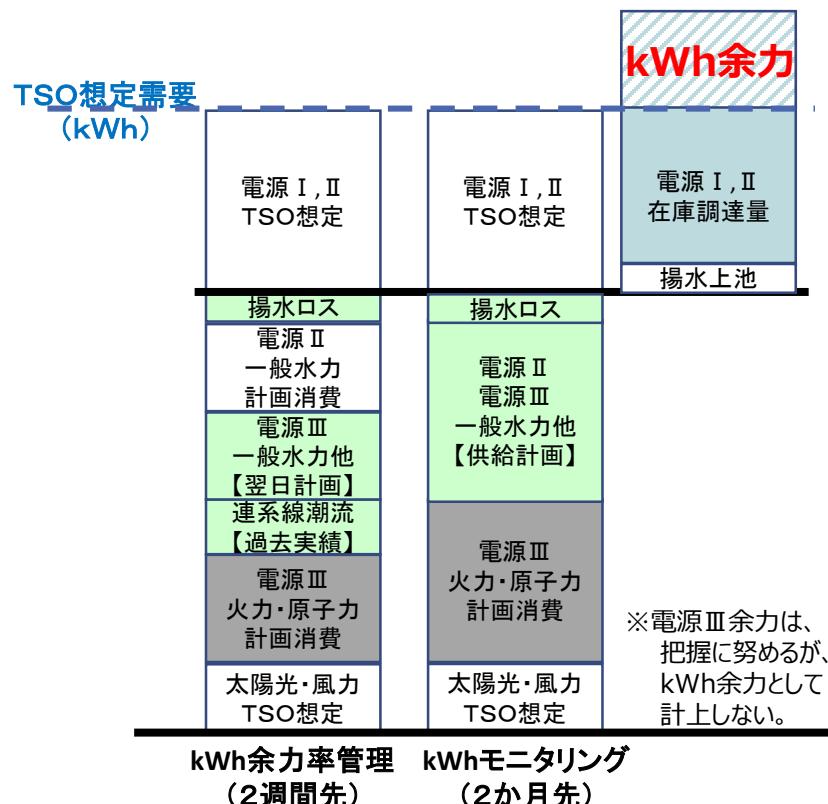
kWh余力率の注意点

- kWh余力率については以下の点に注意が必要である。

- 注 1：燃料在庫・入船予定や、発電設備の計画消費量は、算出日時点において事業者から提出された計画を前提としたものであり、算出日時点以降の計画の変更等によって、kWh余力が増減する場合がある。
- 注 2：需要、再エネ出力、連系線潮流、一部の発電設備の計画消費量は、算出日時点における想定を前提としたものであり、今後の気温・天候の変化や卸電力市場での約定状況等によって、kWh余力が増減する場合がある。
- 注 3：需要は算出日時点の気象情報に基づき一般送配電事業者が想定したものであり、厳気象が発生した場合のリスクを見込んでいない。
- 注 4：kWh余力の算定にあたっては、各基地における発電設備の最大発電可能量（焚き口）を考慮しているが、その際に燃料制約による発電設備の出力低下・停止の影響は考慮していない。
- 注 5：算出日以降に発生した発電設備や送電設備の計画外停止が生じた場合の影響は考慮していない。
- 注 6：燃料在庫が最小となる日はkWh余力率を算出する基地ごとに異なる場合がある。
- 注 7：上記の余力率は、算出日時点に想定した連系線の空容量の範囲内での電力融通を考慮した後（ブロック処理後）のkWh余力率である。仮に算出日以後に空容量が変われば、ブロックは分かれ別ブロックとなる可能性がある。

参考

- kWh余力率管理及びkWhモニタリングは、①TSOの想定需要から、②電源Ⅲ・再エネなど調整電源以外の電源について発電計画値を控除し、③残余需要に対して調整電源の燃料消費を見込み、④発電可能な発電電力量（kWh余力）を算定。
- kWh余力率管理及びkWhモニタリングとともに、同一の燃料在庫を用いてkWh余力を算定している。ただし、kWhモニタリングでは燃料在庫調達量は全て発電可能としてkWh余力を算定しているのに対し、kWh余力率管理は発電設備能力を考慮し増出力が可能な範囲の燃料在庫調達量をkWh余力として算定している。



B G

電源 I・II 燃料調達・在庫

入力ファイル名:kWh情報入力表(調整電源)

一般送配電事業者

TSO想定需要

電源 I・II 一般水力(短期のみ)

太陽光・風力

入力ファイル名:kWh情報入力表(調整電源)

kWh余力

広域機関

電源 I II III一般水力(短期はIIIのみ)

電源 IIIその他(バイオマスなど)

連系線潮流(短期のみ)

揚水口ス

発電事業者(電源 III)

電源 III 火力・原子力

入力ファイル名:kWh情報入力表(電源 III)